

畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱

3 畜産第1560号
令和4年4月1日
令和5年3月31日
最終改正 令和6年3月29日
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 畜産・酪農の生産基盤の強化を図るため、優れた個体の選抜・利用による家畜能力の向上、家畜の能力を十分に発揮させる飼養環境づくりを推進する。

(通則)

第2 畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年度6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化を推進する取組及び和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体については、別表1のとおりとする。また、本事業に係る細目及び具体的な手続等は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、第4の事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 家畜能力等向上強化推進
- (2) 繁殖肥育一貫経営等育成支援
- (3) 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進
- (4) 和牛の信頼確保対策

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第6 別表2の区分の欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2の経費の欄に掲げる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄の大臣又は地方農政局長等(補助事業者の主たる事務所に北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所に沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。) (以下「大臣等」という。)に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が大臣の場合にあっては畜産局長が、交付決定者が地方農政局長等の場合にあっては当該地方農政局長等がそれぞれ別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 大臣等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第 11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、遅滞なく大臣等に届け出なければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、随意契約によることができる。なお、随意契約を行う場合は、複数の業者より見積りを提出させることとする。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第 12 補助事業者は、第 9 第 1 項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣等の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第 13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 14 に定める軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 14 に定める軽微な変更を除く。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣等の承認を受けることができる。
- 3 大臣等は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更)

- 第 14 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

- 第 15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を大臣等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに大臣等に提

出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項に規定する時期のほか、大臣等は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣等及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、遅滞なく当該概算払を受けた補助金の額を間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者が補助事業を完了したとき（第13第1項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣等に提出しなければならない。
- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその金額（前項により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により大臣等に報告するとともに、大臣等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあつた日の翌年6月30日までに、同様式により大臣等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19 大臣等は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第 20 補助事業者は、第 19 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 18 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 19 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 19 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 21 大臣等は、第 13 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 9 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 19 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、そ

の収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 23 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の規定により大臣が定める財産は半とする。
 - 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。なお、草地等については 5 年間とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 7 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 9 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
 - 6 第 4 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入（草地等にあつては実証に係る補助金額）の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第 24 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第 25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(間接補助金交付の際に付すべき条件)

第 26 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 4、第 11、第 13～16、第 19、第 20～22、第 24 及び第 25 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産(草地等を含む。)及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、草地等については 5 年間、その他大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入(草地等にあつては実証に係る補助金額)の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(事業実施の手続)

第 27 補助事業者は、第 7 第 1 項に規定する交付申請書を提出する際、畜産局長が別に定める事業実施計画を添付するものとする。

2 別表 2 の重要な変更欄に該当する変更により、第 13 第 1 項に規定する変更等承認申請書を提出する際、変更する事業実施計画(変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。)を添付するものとする。

3 補助事業者は、第 18 第 1 項に規定する実績報告書を提出する際、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績(変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。)を反映したものを添付するものとする。

(事業達成状況の報告)

第 28 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業達成状況を畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(事業の評価等)

第 29 補助事業者は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、畜産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

(助成措置)

第 30 国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要綱及び畜産局長が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(事業の推進指導等)

第 31 国は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、都道府県、市町村及び関係団体等の協力を得つつ、事業の趣旨、内容等の周知及び事業実施主体に対する助言・指導その他必要な支援に努めるものとする。

(他の施策との関連)

第 32 本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 家畜共済の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産経営体は、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

(2) 環境負荷低減に向けた取組強化

補助事業者は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 15 条に定める基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため事業実施年度に実践する内容を、事業申請時にチェックシートで提出するとともに、本事業の受益者となる畜産経営体及びその他の民間事業者がある場合には、同様にチェックシートを補助事業者に提出させるものとする。ただし、本事業の受益者となる畜産経営体及びその他の民間事業者からチェックシートを補助事業者に提出させる取組は、第 4 において畜産局長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等に規定する取組内容に限る。

(3) 労働安全の確保

補助事業者は、作業従事者及び本作業の受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

(4) 労働環境の改善

補助事業者は、本事業の受益者となる畜産経営体のうち法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入していることを確認するものとする。ただし、第 4 において畜産局長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等に規定する取組内容に限る。

(5) 農業共済及び保険の活用

本事業により機械・施設等を整備する場合にあっては、天災等による被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度や民間事業者の損害補償保険（天災等に対する補償）、動産総合保険（盗難補償）等の保険に加入するよう努めるものとする。

(6) 重複助成の禁止

補助事業者は同一年度に本事業の助成対象経費について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

(7) 農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン

スマート農機、農業ロボット（ほ乳ロボット等）、ほ場や牛の情報を取得する IoT 機器等を導入（リースも含む。）する場合、そのシステムサービス提供者が「農業

分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(令和 2 年 3 月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得する場合には、補助事業者(補助事業者以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。

(8) 配合飼料価格安定制度への継続加入

本事業(第 4 において畜産局長が別に定める本事業に係る細目及び具体的な手続等に規定する取組内容に限る。)において配合飼料を購入している者又は団体(以下「畜産経営者」という。)が受益者となる取組の場合には、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知)に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結を継続するものとする。ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者及び不特定の者が受益する取組を行う畜産経営者については、この限りではない。

(その他)

第 33 この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるものとする。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1560 号)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1625 号農林水産事務次官依命通知)及び畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1582 号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2 による廃止前の畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱及び畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日付け 4 畜産第 2461 号)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1 による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日付け 5 畜産第 2346 号)

- 1 この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 1 による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第4関係)

事業内容	事業実施主体
<p>1 家畜能力等向上強化推進</p> <p>(1) 乳用牛</p> <p>① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進</p> <p>② 多様な育種素材の評価活用対策</p>	<p>1 事業内容欄の1の事業実施主体は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業内容の欄の1の(1)、(2)の①、(2)の③及び(3)の事業実施主体は、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>① 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>③ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p> <p>④ ①から③までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>
<p>(2) 肉用牛</p> <p>① 地域固有系統の再構築等支援対策</p> <p>ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討</p> <p>イ 地域固有系統の再構築</p> <p>② 多様な種雄牛の活用促進対策</p> <p>ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金</p> <p>③ 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策</p> <p>ア 産肉情報基盤の強化・活用</p> <p>イ 新たな改良形質の検討・評価</p> <p>ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策</p>	<p>(2) 事業内容の欄の1の(2)の②のアの事業実施主体は、次の①から⑨までに該当する者とする。</p> <p>① 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に定める農事組合法人をいう。)</p> <p>② 農事組合法人以外の農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)</p> <p>③ 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。</p> <p>ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。</p> <p>イ その総株主又は総出資者の議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。)の2分の1以上がアに掲げるもの(②又は⑦に該当するものを除く。)の所有に属しているもの。</p> <p>④ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項の特定農業団体をいう。)</p> <p>⑤ 事業協同組合又は事業協同組合連合会(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑥ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。)</p> <p>⑦ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)</p> <p>⑧ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p>
<p>(3) 豚</p> <p>① 遺伝子検査等の推進</p>	<p>⑧ その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。)</p>

<p>② 産肉能力の改良推進 ア 産肉能力データ収集体制の構築 イ 産肉能力データ測定機器の導入</p>	<p>⑨ 3戸以上の農業者から構成される集団又は3戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。 ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項 ウ 集団活動に関する事項 エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項</p>
<p>(4) 鶏 ① 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及 ア 技術習得の推進 イ 技術普及の推進 ② 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組</p>	<p>(3) 事業内容欄の1の(4)の事業実施主体は、次の①から⑦までのいずれかに該当する者とする。 ① 民間企業 ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ④ 特定非営利活動法人 ⑤ 独立行政法人 ⑥ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。） ⑦ 都道府県（事業内容欄の1の(4)の②の取組に限る。）</p>
<p>2 繁殖肥育一貫経営等育成支援 (1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援 ① 早期出荷の全国普及推進 ② 早期出荷コンソーシアムによる実証支援 ア コンソーシアムの設立・検討会の開催、先行事例調査 イ 早期出荷実証奨励金 (2) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策 ① 交雑種雌牛の導入支援</p>	<p>2 事業内容欄の2の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。 (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） (4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>

<p>② 和牛受精卵の移植支援</p> <p>(3) 公共牧場の新たな活用</p>	
<p>3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進</p> <p>(1) 早期出荷牛肉の品質評価</p> <p>(2) 先進地調査</p>	<p>3 事業内容欄の3の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>(3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）又は畜産局長が認める民間企業</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>
<p>4 和牛の信頼確保対策</p> <p>(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築</p> <p>(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施</p>	<p>4 事業内容欄の4の事業実施主体は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者とする。</p> <p>(1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）</p> <p>(3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）</p> <p>(4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団</p>

別表2 (第5関係)

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 家畜能力等向上強化推進 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金	(1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進 ② 多様な育種素材の評価活用対策	定額 1/2以内 (ただし、受精卵については1個当たり50千円、性選別受精卵については1個当たり65千円を上限とする。)	大臣	経費の欄に掲げる①から②までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用	1 事業の中止又は廃止 2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更 3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増 4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減
	牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討 イ 地域固有系統の再構築 ② 多様な種雄牛の活用促進対策 ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金 ③ 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時	定額 定額 定額 (1頭当たり20千円を上限とする。)		大臣 地方農政局長等 大臣

	<p>期早期化等対策</p> <p>ア 産肉情報基盤の強化・活用 定額</p> <p>イ 新たな改良形質の検討・評価 定額</p> <p>ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策 (ア) 生体肉質診断機器の導入 1/2 以内</p> <p>(イ) 生体肉質診断機器の活用マニュアル作成、技術研修会開催等 定額</p>			
牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金	<p>(3) 豚</p> <p>① 遺伝子検査等の推進 定額 (ただし、指定交配を行う場合は、1頭当たり100千円を交付する。)</p> <p>② 産肉能力の改良推進 大臣</p> <p>ア 産肉能力データ収集体制の構築 定額</p> <p>イ 産肉能力データ測定機器の導入 1/2 以内</p>	大臣	大臣	<p>1 経費の欄に掲げる①及び②のそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる①及び②の経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p>

<p>国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金</p>	<p>(4) 鶏</p> <p>① 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術の習得及び普及</p> <p>ア 技術習得の推進</p> <p>イ 技術普及の推進</p> <p>② 始原生殖細胞 (P G C s) の凍結保存等技術を導入及び推進する取組</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p>	<p>大臣</p>	<p>1 経費の欄に掲げる①から②までのそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる①から②までの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p>	
<p>2 繁殖肥育一貫経営等育成支援</p> <p>牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金</p>	<p>(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援</p> <p>① 早期出荷の全国普及推進</p> <p>② 早期出荷コンソーシアムによる実証支援</p> <p>ア コンソーシアムの設立・検討会の開催、先行事例調査</p> <p>イ 早期出荷実証奨励金</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>(実証に供する子牛1頭当たり150千円・1コンソーシアム当たり50頭以内、実証に供する肥育牛1頭当た</p>	<p>大臣</p>	<p>1 経費の欄に掲げる(1)から(3)までのそれぞれの経費の相互間における経費の30%を超える増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる(1)及び(2)のそれぞれの経費中の補助率が異なる経費の相互間における流用</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業費の30%を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減</p>

	<p>(2)繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策</p> <p>① 交雑種雌牛の導入支援</p> <p>② 和牛受精卵の移植支援</p>	<p>り135千円・1コンソーシアム当たり50頭以内を上限とする。)</p> <p>定額 (1頭当たり15千円を上限とする。)</p> <p>1/2以内 (移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。発情同期化する雌牛1頭当たり5千円を上限とする。)</p>	大臣		
	<p>(3)公共牧場の新たな活用</p>	<p>定額</p>	大臣		
<p>3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進</p> <p>国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金</p>	<p>(1) 早期出荷牛肉の品質評価</p> <p>(2) 先進地調査</p>	<p>定額</p>	大臣		<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業費の30%</p>

					<p>を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減</p>
<p>4 和牛の信頼確保対策</p> <p>牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金</p>	<p>(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築</p> <p>(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査の実施</p>	定額	大臣		<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の組織の改編に伴う名称等の変更</p> <p>3 総事業の30%を超える増及び国庫補助金の増</p> <p>4 総事業費及び国庫補助金の30%を超える減</p>

別記様式第1号（第7第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付申請書
(〇〇〇のうち〇〇)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

※別表2の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第7第1項の規定に基づき、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

※ 事業の内容及び計画については、本要綱第28第1項の規定に基づき事業実施計画書を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表2の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類
事業実施計画書
○○○

(注1) この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。

(注2) 間接補助事業の場合は、補助金交付規程を添付すること。

(注3) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が変更等内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第13第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金変更等承認申請書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

※別表2の交付決定者宛てに提出

所在地

団体名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第13第1項の規定に基づき申請する。

記（注2）

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注4）大臣等が変更等内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第4号（第15第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
遅延届出書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

※別表2の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施 するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(注3) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第5号（第16第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金事業遂行状況報告書
 (〇〇〇のうち〇〇)

番 号
 年 月 日

農林水産大臣 殿
 (〇〇農政局長 殿
 (北海道にあつては北海道農政事務局長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長))

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 区分欄には、別記様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。

(注2) 事業費欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第17第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金概算払請求書
 (〇〇〇のうち〇〇)

番 号
 年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 〇〇農政局長 殿
 〔 北海道にあつては北海道農政事務長
 〔 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務長 〕 〕 〕

官署支出官 〇〇殿

(第17第1項に定める官署支出官名を記入)

※別表2の交付決定者宛てに提出

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第17第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 〇年〇月 末までの 出来高	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+(C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 まで 予定出 来高	金額	〇月〇日 まで 予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注1) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

(注2) 遂行状況報告と兼ねる場合は、「また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。」と追記して提出すること。

別記様式第7号（第18第1項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金実績報告書
（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

※別表2の交付決定者宛てに提出

所在地

団体名

代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

※ 事業の内容及び実績については、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した事業実施計画に実績（事業実施計画と実績が比較できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を反映し添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表2の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

事業実施計画書に実績を反映した資料

〇〇〇〇

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

(注4) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し、支払経費の確認のため必要がある資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料(例:写真、議事録等の写し))を添付し、経費以外のものは、補助金交付

申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(注5) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第8号（第18第2項関係）

〇〇年度 畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金
（〇〇のうち〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
 （〇〇農政局長 殿
 （北海道にあつては北海道農政事務局長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長））

※別表2の交付決定者に提出

所在地
 団体名
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫 補助金	(A) のう ち年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注1) 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- (注2) 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- (注3) 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- (注4) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注5) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注6) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第9号（第18第4項関係）

〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金の消費税仕入控除税額
報告書（〇〇〇のうち〇〇）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
〔 〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
〔 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
〕 〕 〕

※別表2の交付決定者宛てに提出

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた畜産生産力・
生産体制強化対策事業補助金について、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等
要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注4) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)

- ・補助事業者※₁が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注 2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注 3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注 4) 大臣等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別記様式第10号（第25第3項関係）

財 産 管 理 台 帳
【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

取 組 主 体：

事業実施年度		〇〇年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘要
番号	取得財産							負担区分			耐用年数	処分制限期間	承認年月日	処分の内容	
	名称	規格	数量	単価	取得金額	取得年月日	保管場所	国庫補助金	〇〇費	〇〇費					
					円			円	円	円					
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

事業年度実施年度		〇〇年度			農林水産省所管補助金名						処分の状況		摘要	
事業内容					工 期		経費の配分 (円)			処分制限期間				
名称	構 造 又は 規 格	数量	単価	施工箇所 又 は 設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								国庫 補助金	その他					
計	/			/	/	/								
計	/			/	/	/								
合計	/			/	/	/								

- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

【畜産生産力・生産体制強化対策事業（〇〇のうち〇〇）】

事業実施主体名：

事業実施年度			〇〇年度		農林水産省所管補助金名							処分制限期間		処分の状況		摘要
No.	品種	個体識別番号	名 号	生年月日	導入場所	管理者名	管理者住所	導 入 年月日	経費の配分(円)			耐 用 年 数	処 分 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容	
									導 入 費	負 担 区 分						
										国庫補助金	その他					
1																
2																
3																
4																
5																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。